

熊本県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年8月29日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年8月29日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	長原川野線	上益城郡矢部町大字田吉字米蔵前 867番地先から 同所 大字下川井野字譲原 7番1地先まで	176.5	単橋改

2 供用開始する期日 平成15年9月1日

公 告

熊本県公告第624号

田浦町長竹浦裕道から認可の申請があった多々羅地区の換地計画については、平成15年8月20日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成15年8月29日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 縦覧の期間 平成15年9月1日から
平成15年9月30日まで
- 2 縦覧の場所 田浦町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第625号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年8月29日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県立大学事務システム開発委託業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託の期間
平成15年9月24日から平成16年9月30日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県立大学事務システム開発委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に關する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうち、取扱業種として「情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等」の入札参加資格を有すると認められた者であること。